

元区議会議員と元職員による
官製談合防止法違反

再発防止検討報告書の概要

令和6年7月31日



事件の経過

令和6年

- 1月24日：元区議会議員と元職員が逮捕
（官製談合防止法違反容疑、2月14日付起訴）
警視庁が区役所に家宅搜索、関係書類押収
- 2月14日：元区議会議員と元職員が再逮捕
（官製談合防止法違反容疑、3月6日付追起訴）
- 3月9日：元区議が再逮捕
（あっせん収賄の疑い、3月29日付追起訴）
- 4月4日：契約事務に従事していた職員3名が書類送検
（4月11日付不起訴）
- 6月13日：元職員判決（懲役1年6か月、執行猶予3年）
- 7月16日：元区議会議員判決（懲役2年6か月、執行猶予4年）

事件に係る再発防止策等の検討体制

再発防止に向けて、庁内に「入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会」を設置するとともに、公正・中立な立場から専門家のご意見を伺うため、「入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議」を設置。また、職員等へのヒアリング調査を実施するため、弁護士へ委託

【第三者機関(有識者会議)】

入札不正行為に関する再発防止対策有識者会議

【趣旨】 再発防止に向けて客観性と透明性を担保するため、庁内検討会での課題や報告書素案等について、意見を聴取

【委員】 野々上 尚 (弁護士)
中村 芳生 (弁護士)
山本 佐和子 (元公正取引委員会事務総局審査局長)

【実績】 3回開催

【庁内機関(庁内検討会)】

入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会

【趣旨】 契約制度や職員倫理、議員等との関係の視点から課題を洗い出し、アンケート調査結果やヒアリング調査結果、有識者会議の意見等を踏まえ、再発防止に向けた具体的な対策を検討

【委員】 区の特別職や管理職の計9名

【実績】 6回開催

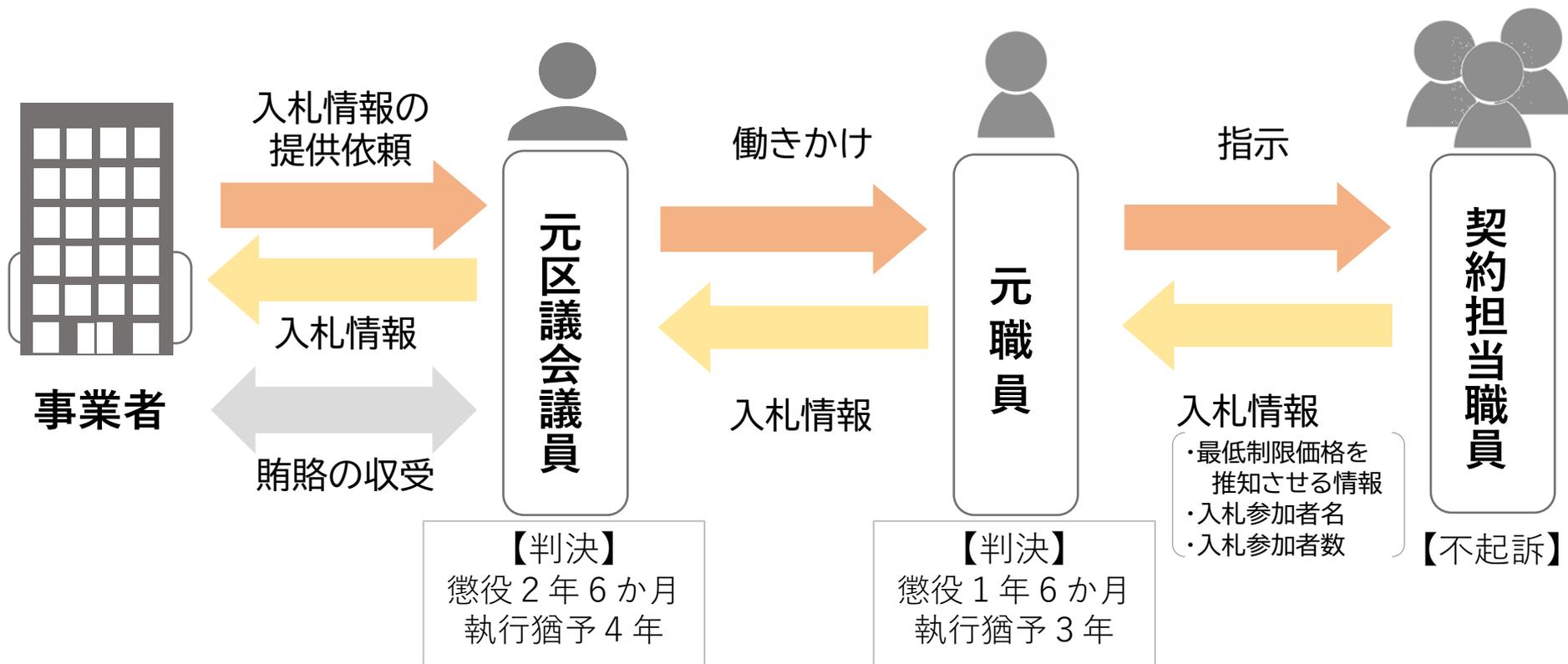
【外部委託(ヒアリング調査)】

弁護士によるヒアリング調査

アンケート調査結果をもとに、回答者の中から有為と思われる職員や契約などの実務担当者、その他本件事件の関係者に対して、ヒアリング調査を実施

事件の概要

令和2年度発注の「区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事」ほか4件の各制限付き一般競争入札において、入札情報の漏えいが発生



事件に係る対応や処分

特別職の対応

元職員が官製談合防止法違反で有罪判決を受けたこと等により、区民の皆さまにご迷惑とご心配をおかけしたこと、区政に対する信頼を損ねる結果を招いたことなどを踏まえ、管理責任を明確化

対象者	職	対応
樋口 高顕	区 長	給与減額（20%×1か月）
坂田 融朗	副区長	給与減額（10%×1か月）

職員の懲戒処分

今回判明した事実を踏まえて服務監察を実施した結果として、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を実施

所属部署	職 層	処分内容
政策経営部	参 事	停職2か月
政策経営部	副参事	停職3か月

※ 有罪判決が確定した元職員については、今後司法の判断を踏まえ、必要な対応を実施

業者の処分

本事件の関与が明らかとなった日管株式会社及び五建工業株式会社に対し指名停止（9か月）

調査の概要 職員アンケート調査①

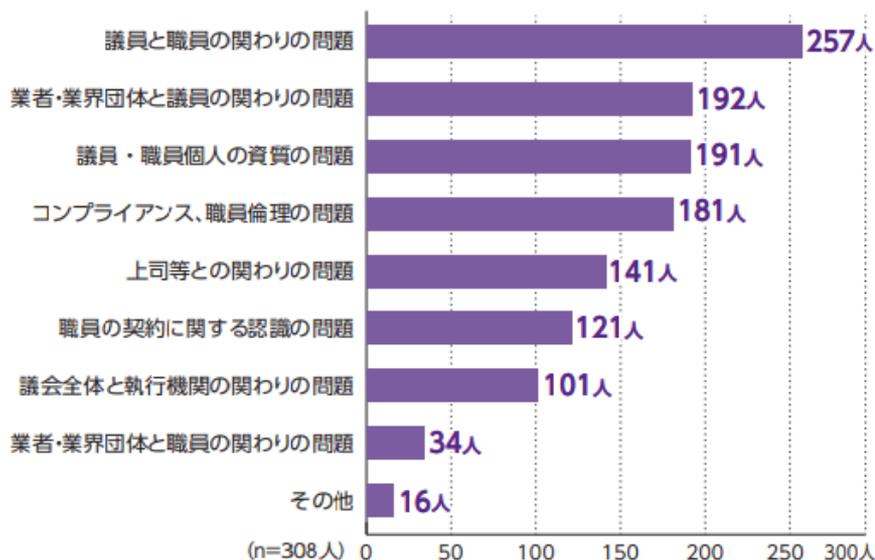
日常、議会や業者等と対応している管理職及び係長級(課長補佐級を含む)を対象に、事件発生に至る背景や組織の現状を把握し、今後の再発防止策の検討に活かすため、以下のとおりアンケート調査を実施

アンケート調査実施概要

- 調査期間：令和6年2月19日～2月29日
- 調査対象者：323名
- 調査方法：記名式
- 回答率：95.4% (回答者数 308名)

アンケート調査から判明した事項

今回の事件の認識

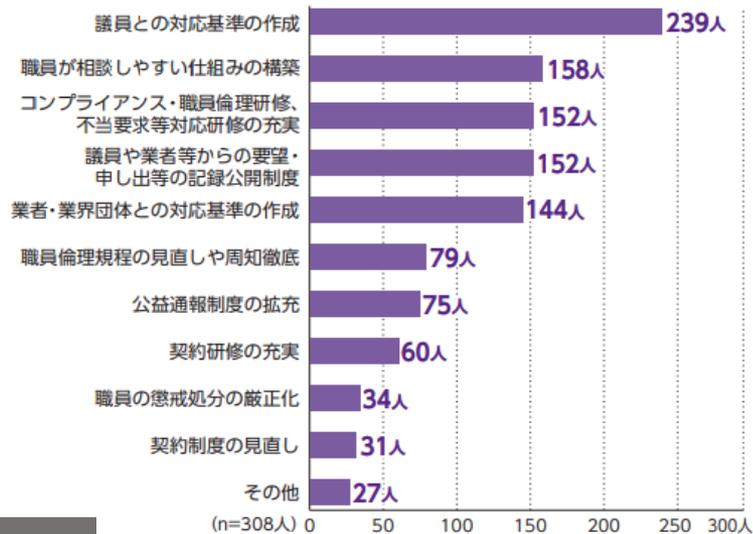


「今回の事件における契約に関する秘密情報の漏洩について、原因をどのように捉えていますか。(複数回答可)」の問いに対して、「議員と職員の関わりの問題」が最も多かった。

調査の概要 職員アンケート調査②

アンケート調査から判明した事項

■ 必要な再発防止策



今回の事件を受けて職員が必要であるとした再発防止策は以下の順に多かった(上位5項目)。

1. 議員との対応基準の作成
2. 職員が相談しやすい仕組みの構築
3. コンプライアンス・職員倫理研修、不当要求等対応研修の充実
3. 議員や業者等からの要望・申し出等の記録公開制度
5. 業者・業界団体との対応基準の作成

自由意見 (抜粋)

- ・ 執行機関は対策をとる必要があるが、議会も職員へのパワハラ体質が土壌になっていることを理解し、対策をとってほしい
- ・ きちんと膿を出さなければ、また起きる
- ・ 議会と執行機関との信頼関係がねじれていた時期の行為であり、政治的な要素が多く詰まっている事件だと思う。相互に契約情報の漏えいが悪事だと感じずに自らの体裁を維持するために発生したのではないかと推測する
- ・ 議員と職員の双方で、本事件の事実と問題点を確認・共有するとともに、再発防止に向けて、慣れあいにならず常に意識する環境を作っていく必要がある

調査の概要 弁護士によるヒアリング調査

区からアンケート集計結果の提供を受けた上、アンケート回答者の中から有為と思われる職員や契約などの実務担当者、その他本件事件の関係者に対してヒアリング調査を実施

ヒアリング実施概要

- ヒアリング調査体制
野々上 尚 弁護士、中村 芳生 弁護士
- ヒアリング調査期間
令和6年1月29日～6月7日

ヒアリングから判明した事項

- ヒアリングや関係資料を精査した結果、本件事件に関し、その他の者が具体的に関与したと認めうる事実は確認できず
- 区民の代表である議員に対しては、原則要望に沿った対応をしなければならないという思いが職員にしみついでいて、議員の職員に対する優位的な関係が生まれやすく、結果として議員からの不当な要求に対して職員が毅然とした対応をすることが困難に
- 議会对応にあたる幹部職員として、円滑な議会对応あるいは議事の円滑な終了に腐心するあまり、議員の求めを拒絶して無用な軋轢を生じさせたくないとの心理や、区民の代表である議員の要求には原則応えなければならないという心理が幹部職員間に少なからず存在することが確認

本報告書のとりまとめ

職員アンケート調査

弁護士による
ヒアリング調査

有識者による意見

3つの視点から、現状や課題、解決策の方向性などを検討

視点①

議員や利害関係者との関わり方に関すること

視点②

職員倫理に関すること

視点③

契約制度に関すること

主な課題

- ・ 議員や業者・業界団体などの利害関係者との対応で、先輩管理職や上司等からアドバイスを受けて対処しているが、複数人で対応していない、やり取りを記録していない、手交資料が管理されていないなど、不正発生リスクを孕んだ環境であった。
- ・ 区民等から職員に対する働きかけや要望、要求等については、記録して上司に報告する規定はあるが、不正抑制機能が十分でない面があった。

対応策

- 議員等との対応に関する職員の行動基準の策定
 - ・ 対応記録の徹底
 - ・ 執務室入室基準の策定 など
- 議員等との対応に関する職員の行動基準の周知徹底
- 相談体制の強化

主な課題

- ・ 部課長、係長といった立場の職員が、結果として秘密情報を漏らし、綱紀保持に対する自覚、談合等の不正行為への関与の重大性の認識が不十分。
- ・ 上司や部下との間や職員同士で、コンプライアンス上の懸念について率直に意見交換できる健全な職場環境が構築できていない。
- ・ 公益通報制度が活用された例は多いとはいえ、その役割を十分に発揮できていない。

対応策

- 研修等による再発防止策
- コンプライアンス・ガイドラインの改訂および周知
- 多面的評価(フィードバック)の実施
- 談合等不正行為防止強化月間の設置
- 事務執行説明会における周知徹底
- 職員間の緊密なコミュニケーションの確保
- 「職員等公益通報制度」の有効活用に向けた制度の充実、周知の徹底

主な課題

- ・ 工事入札において「優先業種」登録を要件とすることや、協力会への参加を総合評価方式において地域貢献の評価対象とすることが、事件の温床になった可能性がある。
- ・ 最低制限価格を事前・事後とも非公表としてきたことで、透明性に欠ける面があった。
- ・ 契約課職員の入札・契約に係る綱紀保持については、伝達、口頭注意にとどまっている。

対応策

- 優先業種登録制度や総合評価方式の地域貢献評価項目の見直し
- 最低制限価格の事後公表
- 入札情報の適正な取り扱いの徹底
- 入札参加資格指名停止措置要件の厳格化
- 談合情報取扱要綱の改正

有識者からの意見①

事件の要因としてはまず、談合などの不正行為への関与について、幹部職員側に事の重大性に関する認識が希薄であったこと、組織のガバナンスの脆弱性や区議会議員との関係を規律するルールが曖昧であることなどが挙げられる。

管理職の中に、円滑な議会对応に腐心するあまり、議員の求めを拒絶して無用な軋轢を生じさせたくないという心理が働き、これが事件を助長した一つであると言えるのではないか。また、中には議員に対して忠実に求めに応じることばかりに注力する者もあり、これが議員の職員に対する優位的な関係を生み、毅然とした対応を難しくさせている。加えて、職員と議員との距離が極めて近い関係となっている。

これはもとより利点でもあるが、本件を見ると、元職員においても、元議員とやり取りを重ねながら、不適切な関係が発展していった印象がある。緊密な人間関係は、自身の人事上の取り計らいを議員に嘆願したり、本件の発覚について、別の議会関係者に相談したりする本人の行動からも窺える。（続く）

有識者からの意見②

(続き)

職員は、議員との関係において、区民の代表である区議会議員の要望や提言について、真摯に受け止める必要はあるが、それが、法令に反する場合や制度上対応できない場合などの不正な働きかけには毅然とした対応をとらなければならないことを決して忘れてはならない。

一方、議員も、その地位や権能等を踏まえた上で、区政運営の両輪として、行政との関係性を保持していくことが重要と考えられる。区が実施した職員アンケートでは、職員側の認識として、議員からのハラスメントや圧力等を訴える意見が多数寄せられている。議員側においても、それらの声に耳を傾け議会として再発防止策を講じていくことが求められていると考えられる。

再発防止と組織風土改革に向けて

- 本件事件は、当時区議会議員からの不正な働きかけに対して、職員側が強い倫理感を持って対応できなかったこと、防止策・対応策が不十分であったこと等が要因
- 職員が官製談合事件に関与したことは、公務の公平性を著しく損なわせ、区民の信用を失墜させるものであり、猛省しなければならない
- また、議員から職員への不正な働きかけそのものを重要な留意点と捉え、議員や利害関係者からの働きかけに対する防止策や関わり方にも対処
- 有識者意見でも、議員と職員との過度に緊密な人間関係の存在が指摘され、こうした関係性が組織風土と化していることは否定できないと指摘

今後は、区民皆さまの信頼回復に取り組む再発防止策に加え、より一層の信頼構築を目指し、新しい組織風土を築く改革として、組織との繋がりの深化や職員間のコミュニケーションの活性化等を通じ、区民サービスの向上に資する「**組織変革**」に取り組んでいく